



# 教労

NEWS

第393号  
2024年11月5日

愛知県教職員労働組合協議会

私も知らなかった...

## 教職員に知らせない!?



### 令和7年度 教職員定期人事異動実施要領

#### 令和7年度教職員定期人事異動実施要領

[抜粋]

##### 第1 県立学校関係

##### 第2 小中学校関係

市町村教育委員会の内申を尊重し、以下の点に留意し、人事異動を行う。

##### 1 管理職人事

##### 2 教員人事

##### (1) 転任

学校間の教職員構成の適正化、職務経験の多様化、学校運営の活性化等を旨とし、次の点を配慮して行う。

- ① 同一校勤務10年以上の者は、特別の事情のない限り異動を行う。また、新任以来同一校勤務6年以上の者についても同様とする。
- ② 同一校勤務3年未満の者は、特別の事情のない限り異動の対象としない。
- ③ 小・中・義務教育学校間の人事交流を活性化し、異なる校種における職務経験をもつように配慮する。
- ⑥ へき地学校及び分校に勤務する者については、実態をふまえて配慮する。また、特別支援学級担当者についても同様とする。
- ⑦ 異動後の通勤時間は、原則として公共交通機関で片道1時間30分以内となるよう配慮する。

9月末、三河教労は小学校に勤務するAさんの労働相談をうけた。Aさんは昨年度育休に入り継続中。管外に住む両親と協力して子どもを育てながら4月復帰を願っている。校長に異動を相談したが、管外への転勤は無理と断られた。理由は新任からの年数が経過していないからであった。

愛教労経由で『令和7年度 教職員定期人事異動実施要領』を入手した。その中段、第2 小中学校関係 2 教員人事の(1) 転任②には「同一校勤務3年未満の者は、特別の事情のない限り異動の対象としない。」と記されている。

Aさんは今年度3月末で3年を迎えるため、この②には当てはまらずに自由に転勤できるはずであるが、校長は「管内のAさんの

異動はできる」と返答し、Aさんは承諾した、と三河教労に連絡が入った。

今回のこの話を受け、私たち組合員自身が『人事異動実施要領』を先に手にし十分理解していたら、Aさんは校長と真っ向から闘えたかもしれないと感じた。そう思うと大変残念で仕方ない。そもそも、教職員の人事異動に関する重要な書類＝異動の基本ルールなのだから、管理職は全職員に示すべきではないのか。

幹事：天野

愛知県における任意団体等による  
「名簿・金品授受」  
に関するアンケートはこちら▶



事務所住所：〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26 大須土方ドリームマンション 801

TEL：052-242-4474

FAX：052-242-2938

HPはこちら

Mail：aichi@aikyourou.jp

URL：http://www.aikyourou.jp/

